

司法行政上の職務に関する規則

昭和25年1月17日最高裁判所規則第3号

司法行政上の職務に関する規則を改正する規則を次のように定める。

司法行政上の職務に関する規則を改正する規則

司法行政上の職務に関する規則（昭和二十四年最高裁判所規則第九号）を次のように改正する。

1 司法行政に関する事項の審議立案その他司法行政上の事務を掌る職のうち、最高裁判所において指定するものは、判事又は判事補をもつてあてる。

2 前項の職にあてる判事又は判事補は、最高裁判所が命ずる。但し、当該判事又は判事補の意思に反するときは、この限りでない。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十五年一月一日から適用する。